



平成21年1月14日

各 位

上場会社名 ヤマト インターナショナル株式会社
代表者名 取締役社長 盤 若 智 基
(コード番号 8127 東証第一部、大証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 高橋 俊輔
TEL (03) 5493-5629

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年1月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年2月25日開催の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日（政令第350号 平成20年11月19日公布）をもって施行され、上場会社の株券の電子化が実施されたことに伴い、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」および決済合理化法の施行とともに「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことから、現行定款規定の無効な定めを削除するとともに所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主権行使の手續きに関し、その具体的内容については、あらたに株式取扱規則に規定する旨、現行定款第13条に所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営体制の強化を図るため、現行定款第23条に役付取締役として「取締役相談役」を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年2月25日
定款変更の効力発生日	平成21年2月25日

以 上

[別紙]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当会社は、<u>単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないものとする。ただし、「株式取扱規則」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当会社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(基準日) 第 11 条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。</u></p>	<p>[削除]</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。 [削除]</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(基準日) 第 10 条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿および新株予約権原簿等に関する事務は、すべて株主名簿管理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。</u></p>

(株式取扱規則)

第 13 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第 14 条～第 22 条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

第 24 条～第 42 条 (条文省略)

(新設)

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株主権行使の手続き、その他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第 13 条～第 21 条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役ならびに取締役相談役各若干名を選定することができる。

第 23 条～第 41 条 (現行どおり)

(附則)

第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。